

二地域居住等関連施策一覧(国土交通省関係)

主な区分	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R6 当初	R5 当初	R5 補正	
情報提供	新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査	先導的な二地域居住等の取組の実証調査を行うとともに、有識者会議において施策等の議論の深掘りを行い、調査・検討結果について地方公共団体・民間企業等に情報発信を行う。	13	18	—	国土交通省 国土政策局
	移住等促進に係る体制整備や取り組みに関する実証調査	移住等支援団体が、地方公共団体等や地域の多様な主体と連携して行う、移住者等の受け入れ体制づくりに関する先導的な取り組みに対して支援を行う。	—	—	30	国土交通省 国土政策局
住まい	フラット35	民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンを支援。 ※取得者が自ら利用するセカンドハウスを取得する場合にも利用可能	—	—	—	国土交通省住宅局
	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援。 ※従前や従後の建築物の形態が非住宅である場合を含む。	5,900	5,400	—	国土交通省住宅局
	全国版空き家・空き地バンク	自治体を横断して簡単に検索できるよう構築(2社)	—	—	—	国土交通省不動産・建設経済局
テレワーク	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、居住誘導区域・都市機能誘導区域内等に整備するコワーキングスペース等に対して支援。	30	—	—	国土交通省都市局
	都市構造再編集集中支援事業	地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	70,068 の内数	70,000 の内数	—	国土交通省都市局
	都市再生整備計画事業	観光等地域資源活用に取り組む地区におけるワーケーション拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	社会資本整備 総合交付金 506,453 の内数	社会資本整備 総合交付金 549,190 の内数	—	国土交通省都市局
	テレワーク人口実態調査	テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表。	10	13	—	国土交通省都市局
観光	新たな交流市場・観光資源の創出事業	「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」等により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。	615 の内数	649 の内数	—	国土交通省観光庁
地域交通	共創MaaS実証プロジェクト	交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や、デジタルを活用し、交通とそれ以外のサービスを1つのサービスとして提供する「日本版MaaSの推進」を支援。	—	—	27,900の内数	国土交通省 総合政策局

- 二地域居住等は、地方創生や関係人口の拡大、東京一極集中の是正等に資するものである。テレワークの普及等により、ライフスタイルが多様化し、二地域居住等をはじめとした場所にとらわれない働き方、暮らし方が広がりつつある。
- 二地域居住等を更に推進するため、先導的な二地域居住等の取組の実証調査を行うとともに、有識者会議において施策等の議論の深掘りを行い、地方公共団体・民間企業等への調査結果や検討結果の横展開を行う。

1. 先導的な二地域居住等の取組の実証調査

- ・ 地方公共団体と民間企業等が連携して行う先導的な二地域居住推進の取組等のモデル実証を実施する。
- ・ 令和5年度実証調査で明らかになった課題への対応や、異なる分野等について補完できる内容とするなど、モデル事例の充実を図る。

自治体



民間企業等

2. 施策等の議論の深掘りを行うための有識者会議

- ・ 令和5年度は、実態調査等から得られた知見を踏まえ、今後の方向性を議論。
- ・ 令和6年度は、前年度の議論で明らかになった課題等を踏まえつつ、実態調査の追加分析等を行い、より具体的な施策等について深掘りを行う。



3. 地方公共団体・民間企業等への調査結果や検討結果の横展開

- ・ 全国二地域居住等促進協議会と連携した調査・検討結果の情報発信
 - シンポジウムの開催
 - 地方公共団体向けガイドラインの改定
 - 全国二地域居住等促進協議会HPにおける情報発信 等



地方公共団体向け
二地域居住等
施策推進
ガイドライン

第3版
令和5年3月

国土交通省
国土政策局 地方振興課

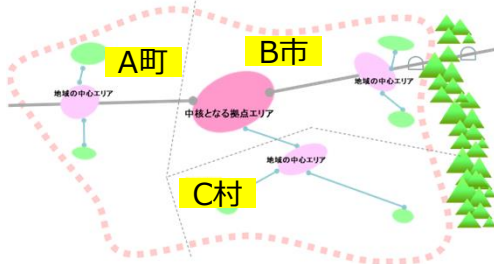
- 新たな国土形成計画が掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、人口減少に伴う生活サービス水準の低下等が危惧される地方都市等においては、地域生活圏の形成を見据えて地域課題の解決を見据えた移住者等の受入れ環境整備が行われることが重要となっている。
- コロナ禍を経て、若者や子育て世帯を中心に地方回帰の気運・関心が高まっており、潜在的な移住等希望者は増加してきている一方、移住者等のニーズに沿った住まいの不足や、移住者等と地元住民とのトラブル等のコミュニティ形成上の問題といった様々な課題も存在することから、更なる地方への人の流れの創出を図るためには、多様な主体の連携も含めた新たな移住等促進策が求められている。
- このため、地域課題の解決を見据えて移住者等の受入れ環境整備を行う先導的な事例を形成し、横展開を図る実証調査を実施する。

実証事業の内容

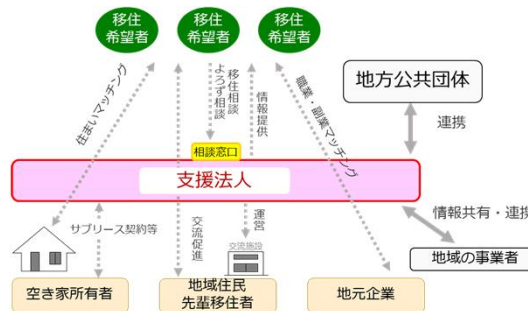
多様な主体の連携や地域間連携等を行いつつ、移住者等を受入れることでどのような地域の将来像を目指すかを検討し活動している**先導的取組みに対して支援を実施し、優良事例を形成**のうえ、**横展開を図る**。

先導的取組みのイメージ

市町村界を超えた地域生活圏等の単位で移住等促進を目指す活動や、広域的に移住先を適切に案内することで地域ニーズのミスマッチを防ぐ活動



地域の多様な主体の連携等により移住者等の受入れを総合的に支援する活動



創意工夫により移住者等向けの住まいの供給やマッチングを持続的に行う活動

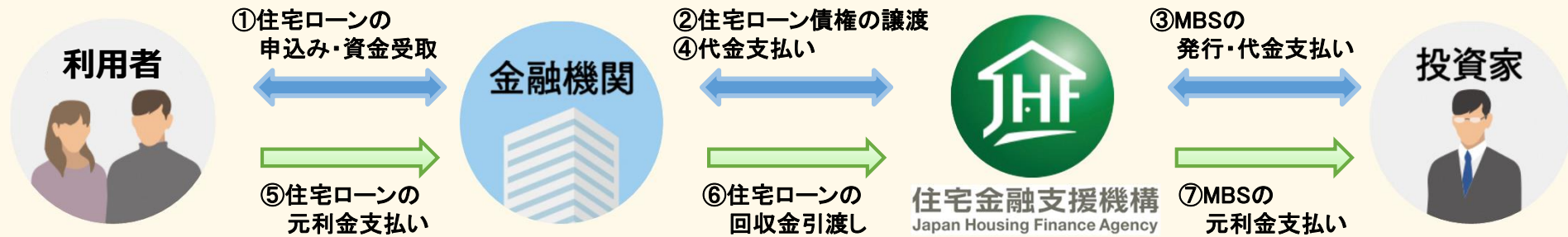


期待される効果

地域の隠れた魅力・産業が発掘されるなど移住者等が新たな刺激をもたらすことによる地域活性化。広域的な人の流れの活発化による活力ある国土づくり。広域地方計画策定に向けた議論の深化・加速化。

制度の概要

- 民間金融機関が提供した住宅ローンを住宅金融支援機構が買い取ることで、国民に根強い需要のある「全期間固定金利の住宅ローン（フラット35）」の普及を支援。
- 住宅金融支援機構は、自らが発行する債券（MBS）によって投資家から買取資金を調達することで、国費によらない自主的な財源確保を実現（住宅ローンの証券化）。
- さらに、省エネ性・耐震性などの質の高い住宅を対象とした住宅ローン（フラット35S）や、子育て支援や空き家活用などの地方公共団体の施策と連携した住宅ローン（フラット35地域連携型）については、金利の引下げを実施。



●フラット35の融資要件

資金使途	住宅の建設資金（新築）又は 購入資金（新築・既存）	返済期間	15年以上 35年以内
融資対象となる住宅	・床面積：一戸建て住宅 70㎡以上、マンション 30㎡以上 ・住宅の省エネ性能や耐火性能等について、機構が定める技術基準に適合	金利	全期間固定 (R6.3金利:1.84%)

●フラット35S等による金利引下げ

フラット35S (「省エネ性」、「耐震性」、「バリアフリー性」、「耐久性・可変性」のいずれかの性能が優れた住宅)			フラット35地域連携型 (地方公共団体による補助を受けている住宅)		フラット35維持保全型 (維持保全に配慮した住宅)	フラット35子育てプラス (子育て世帯等の支援)
性能が優れた住宅 (Bプラン)	性能が特に優れた住宅 (Aプラン)	性能が極めて優れた住宅 (ZEH) ※省エネ性のみ	UIターン支援、 地域産材利用 など	子育て支援、 空き家活用	管理計画認定マンション など	子どもの人数等に 応じた支援
当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50%	当初5年間 ▲0.75%	当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50%	当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50% ※子ども2人の場合

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務 **R6拡充**

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

目的・概要

- 空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体毎に各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、**自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した**2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】**が平成29年10月からの試行運用を経て、**平成30年4月から本格運用**を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

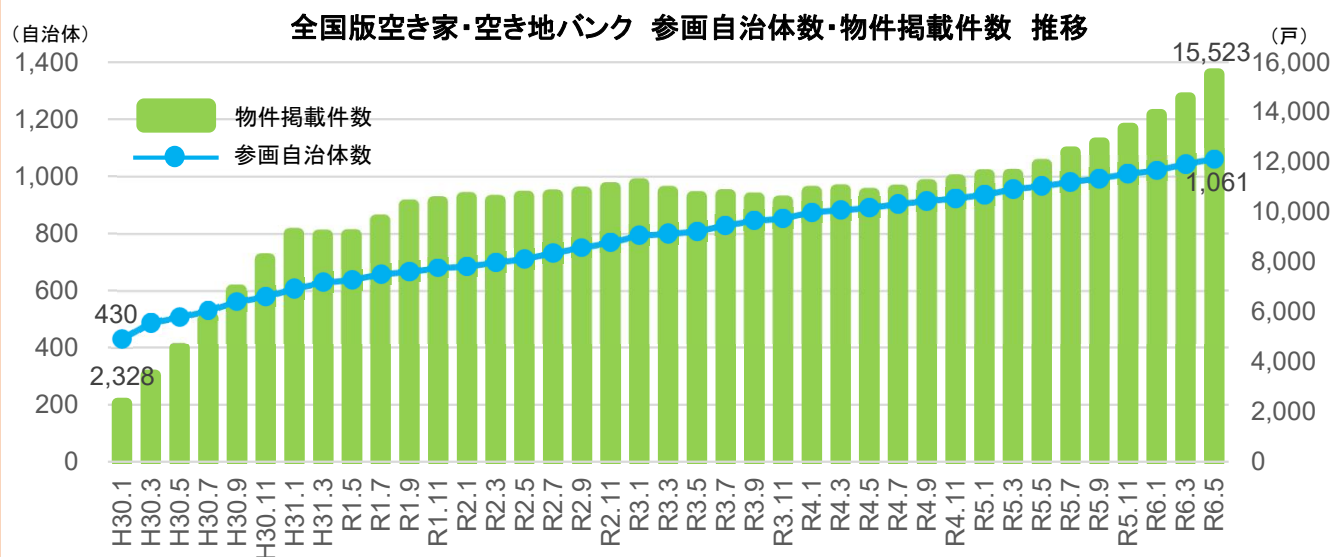
アットホーム株式会社



URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

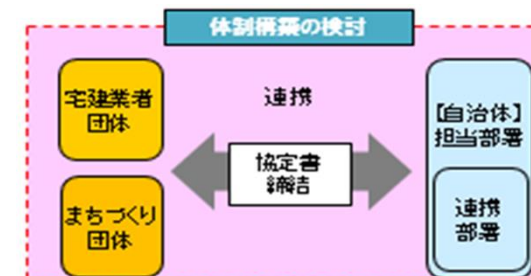
運用開始後の効果

- 47都道府県含めた1,788自治体のうち、「全国版空き家・空き地バンク」の**参画自治体数は1,061自治体(参画率59%)**、物件掲載件数は15,523件。
※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、これまで**約17,500件の物件が成約済**。
【令和6年5月末時点】



空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に「**空き家・空き地バンク導入のポイント集**」を令和4年6月に公表。空き家・空き地バンクの設置や「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。
- 空き家・空き地バンクの設置・運営に必要な自治体内における体制構築等のポイントを解説。**先行自治体の事例**(要綱等)も掲載。



URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

○テレワークが普及し、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、場所にとらわれない働き方が定着しつつある中、新しい働き方・住まい方に対応したテレワーク拠点等を整備し、職住が近接・一体となった柔軟な働き方等に対応したまちづくりを推進する。また、テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口実態調査を実施し、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表している。

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

【令和6年度当初予算】 30百万円

【事業概要】

立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、使われなくなった公共公益施設を活用したコワーキングスペース等の整備及び移住・二地域居住に資するソフト事業への支援を行う。

- 対象施設：テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)
- 整備手法：改修 (使われなくなった公共公益施設に限る)
- 交付対象：市町村・法人
- 交付率：市町村 1 / 2
法人 1 / 3
(市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。)

都市構造再編集集中支援事業

【令和6年度当初予算】 70,068百万円の内数

【事業概要】

持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導や防災力強化等に対し支援。

- 対象施設：テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)
ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。
- 整備手法：新增築・改修
- 交付対象：市町村又は協議会
- 交付率：1 / 2 (都市機能誘導区域内、
地域生活拠点内)
4 5 % (居住誘導区域内等)

都市再生整備計画事業

【令和6年度当初予算】 506,453百万円の内数 (社総交)

【事業概要】

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりに対して総合的に支援。

- 対象施設：ワーケーション拠点施設
(コワーキングスペース等)
ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。また、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる地区に限る。
- 整備手法：新增築・改修
- 交付対象：市町村又は協議会
- 交付率：4 0 %※
※歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては4 5 %に引き上げ

テレワーク人口実態調査

【令和6年度当初予算】 10百万円

【事業概要】

テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表。

【調査結果 (抜粋)】

R5調査結果では、雇用型テレワーカー※の割合は全国24.8% テレワーカーの割合は、減少したもののハイブリッドワークが拡大。

※ 雇用型就業者のうち、
これまでテレワークをしたことがある人

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」等により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業内容

反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



住民とともに地域行事の
企画・運営を行うプログラム

テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

令和3年度以降、導入企業は着実に増加しているものの、いまだ高い水準とはいえない状況。
※ワーケーション制度導入率：R3 9.1% → R4 13.4%（観光庁調査）

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に挙げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



現地の保育園・学校等への
入学体験

交通を地域の暮らしと一体として捉え、**地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクト**のほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する**「モビリティ支援人材の育成・確保」**や**「地域交通DXの推進」**を支援。

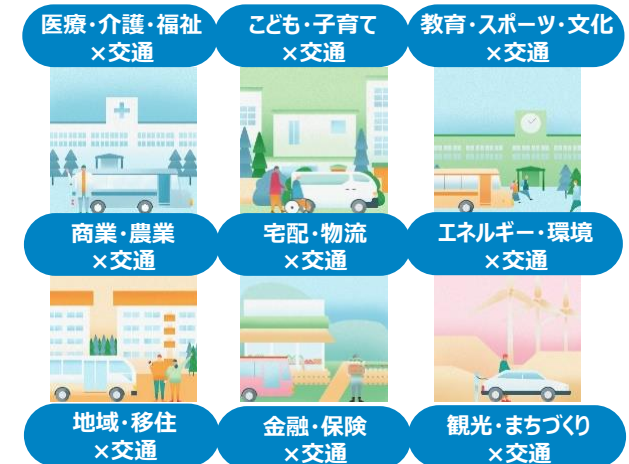
1. 共創モデル実証運行事業

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業※や共創を支える仕組みづくりを支援

【R5年度事業の例】 ※全国で77事業を支援

- ・沿線施設からの広告宣伝費・協賛金など運賃以外の収入確保による地域内経済循環
- ・介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
- ・福祉送迎・買い物支援・貨客混載を一体的に提供するAIオンデマンド交通の実証運行 等

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。



2. モビリティ人材育成事業

- 地域公共交通のリ・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の**育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援**

3. 日本版MaaS推進・支援事業

※旧：新モビリティサービス推進事業

- **複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして**、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

＜補助率・補助上限額＞ ※「2. モビリティ人材育成事業」については、定額（上限3,000万円）

応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります

A 中小都市、過疎地など
【人口10万人未満の自治体】

500万円まで定額、500万円超部分は 2 / 3
(上限 1 億円)

B 地方中心都市など
【人口10万人以上の自治体】

2 / 3
(上限 1 億円)

C 大都市など
【三大都市圏の政令指定都市】

1 / 2
(上限 1 億円)

二地域居住等関連施策一覧(他省庁関係)

主な 区分	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R6当初	R5当初	R5補正	
情報提供等	移住・交流情報ガーデン	相談窓口「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体、関係省庁と連携し、居住・就労・生活等総合的な情報提供を実施。	93	93	—	総務省地域力創造グループ
	自治体による移住関連情報の提供等への特交措置	特別交付税措置でR3年度から二地域居住に係る経費についても対象に追加。	—	—	—	総務省地域力創造グループ
テレワーク	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)にて、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援。 地方創生拠点整備タイプにて、民間事業者に対する間接補助も含め、移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウスなどの地方創生に資する施設整備などを支援。	100,000 の内数	100,000 の内数	735,000 の内数	内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局
	地方創生テレワーク推進事業	地方公共団体や企業等に対する、情報提供や相談対応等を実施するとともに、地方創生テレワークに関する取組の一層の推進のために、優良事例の表彰を実施。	120	120	—	内閣府地方創生推進室
	地方創生移住支援事業	東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等を対象として、移住支援金を支給。	100,000 の内数	100,000 の内数	—	内閣府地方創生推進事務局
	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農泊推進型)	地域における農泊実施体制の整備とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援。	8,389 の内数	9,070 の内数	—	農林水産省農村振興局
住まい	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)	農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿となる施設整備等を支援。農作物の収穫体験のための体験農園や滞在施設(滞在型市民農園(クラインガルデン))等の整備も支援。	8,389 の内数	9,070 の内数	—	農林水産省農村振興局

移住・交流情報ガーデン

R6予算額:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。
- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に地域おこし協力隊サポートデスクを開設（平成28年9月27日開設）



[開館時間] (平日) 11:00-21:00 (土日祝) 11:00-18:00
[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

【④地域おこし協力隊サポートデスク】

- ・地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる窓口
- ・専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- ・全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- ・専門の相談員(協力隊員OB・OG等)8名(うち女性3名)でサポート。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連施策への特別交付税措置

【施策概要】

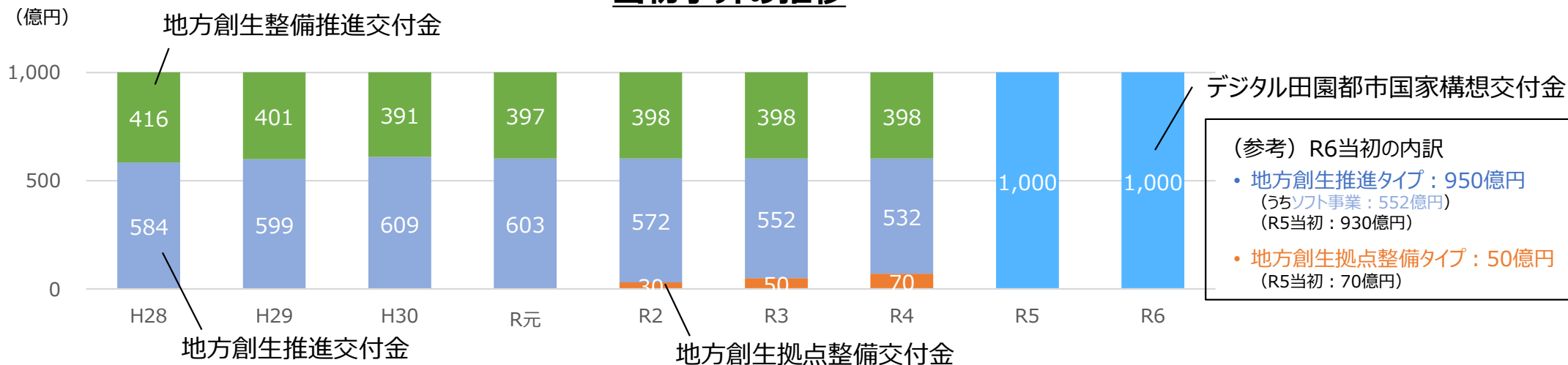
- 地方公共団体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について平成27年度より特別交付税措置。

取組の内容

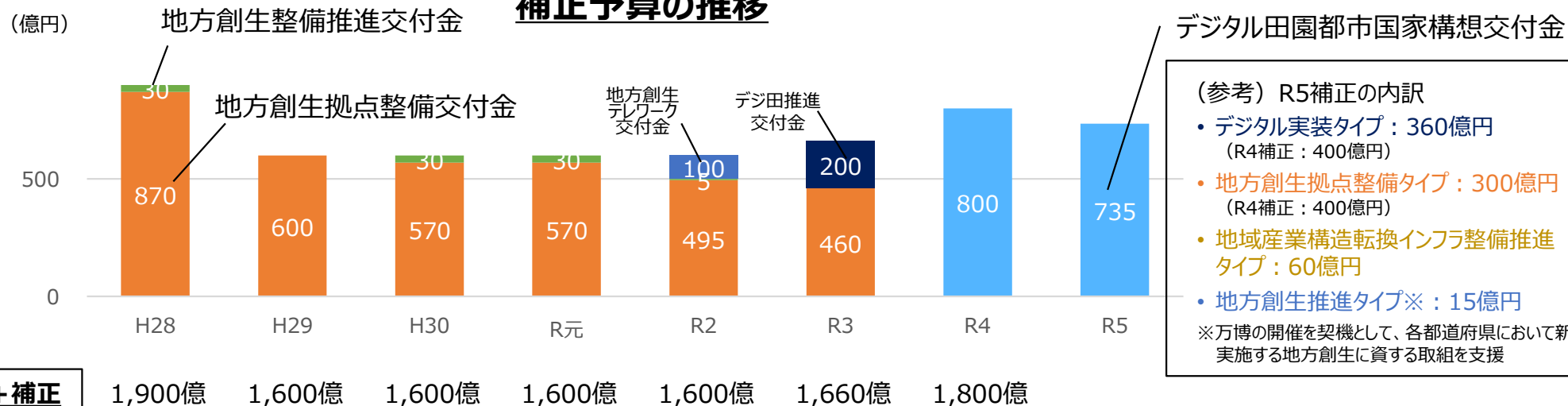
	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作	「地方自治体が実施する移住・定住対策等の推進について」（令和3年3月30日付け総行応第79号） I. 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置 ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置 ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）
②移住体験	・移住体験ツアー（二地域居住体験）の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）	
③就職支援	・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成	
④住居支援	・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	・移住コーディネーターや定住支援員による支援	

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億

「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援します

施設整備・利用促進事業

①自治体運営施設を整備 + ②民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②組合わせ可
(最大3施設)

働く環境の整備

施設の利活用促進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円/施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円/団体

OR
①・②
または③

③既存施設の拡充・利用促進

既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

施設の利活用促進



視察・お試しツアー、
ビジネスマッチング、
Web 広報 等

事業費 最大1,200万円/団体

補助率 2/3 (高水準タイプ)
補助率 1/2 (標準タイプ)

+

進出支援事業

+

④企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進

進出企業
支援



進出支援金
最大100万円/社

①②③とセット申請

補助率 2/3
補助率 1/2

④単独での
申請

補助率
一律 1/2

+

進出企業定着・地域活性化支援事業

⑤進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設や自治体独自の取組により整備された施設の
進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



進出企業

事業費 最大3,000万円/事業

補助率一律 1/2

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

地方創生推進タイプ

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

● 制度概要

事業類型	対象	上限額補助率
先駆型	先駆性の高い 最長 5 年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核:2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開 を図る最長 3 年間の事業	国費：都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
【補正分】	万博の開催を契機として 実施する地方創生に資する事業	国費：1.0億円 (申請主体は都道府県に限る) 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未 来技術を活用した新たな社会シ ステムづくりの全国的なモデルとなる 最長 5 年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

➤ 市町村が、UIターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の 1 / 2 を支援。【地方創生移住支援事業】

➤ 省庁の所管を超える 2 種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備を支援。

地方創生拠点整備タイプ

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

● 制度概要

事業類型	対象	上限額補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2
補正予算分	単年度の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2

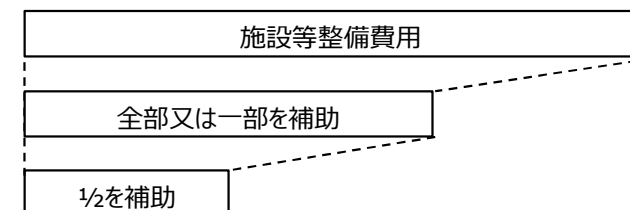
＜民間事業者の施設整備に対する間接補助＞ R4補正から導入

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の 1 / 2 ※を交付することを可能とする。

● 民間事業者

● 地方公共団体

● 国



※国負担は事業費の 1 / 3（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

地方創生テレワーク普及啓発の取組（地方創生テレワーク推進事業）

自治体や企業等による地方創生テレワークの取組を一層推進するため、各種情報提供や相談対応等、以下のとおり普及啓発・機運醸成に向けた取組を実施。

（令和6年度予算額：1.2億円）

➤ 情報提供事業

- 自治体や企業等を対象に、先進的な取組事例や各省庁・自治体による関連施策、地域のサテライトオフィス情報等の、地方創生テレワークの推進に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営。また、普及啓発に向けたオンラインセミナーも実施。



地方創生テレワークポータルサイトイメージ（抜粋）

➤ 相談支援等事業

- 自治体や企業等を対象に、取組状況に応じた戦略策定支援、情報発信支援、マッチング支援等、地方創生テレワークの推進に向けた相談対応を実施。

（相談対応実績・事例） ※令和3年7月～令和6年2月末時点

○自治体からの相談件数：176件

（主な相談内容）

- ・サテライトオフィスの整備等に関する相談
- ・サテライトオフィス等を活用した、地域への企業の誘致に関する相談

○企業からの相談件数：194件

（主な相談内容）

- ・地域への進出やサテライトオフィスの利用に関する相談
- ・企業での地方創生テレワーク制度の導入に向けた相談

○自治体と企業のマッチング面談実施件数：26件

➤ 表彰制度（地方創生テレワークアワード）

- 優良事例の横展開のため、優れた取組を実施する企業・団体等と、当該企業・団体等と深く連携を行う自治体に対する表彰を実施。
- 令和5年度は、地方創生担当大臣賞6件を表彰。

【令和5年度受賞企業・団体】

（カッコ内は連携パートナー自治体）

「地域課題解決プロジェクト参画」部門

- ・株式会社キッチハイク（北海道厚沢部町）
- ・株式会社ジェニオ（徳島県三好市）

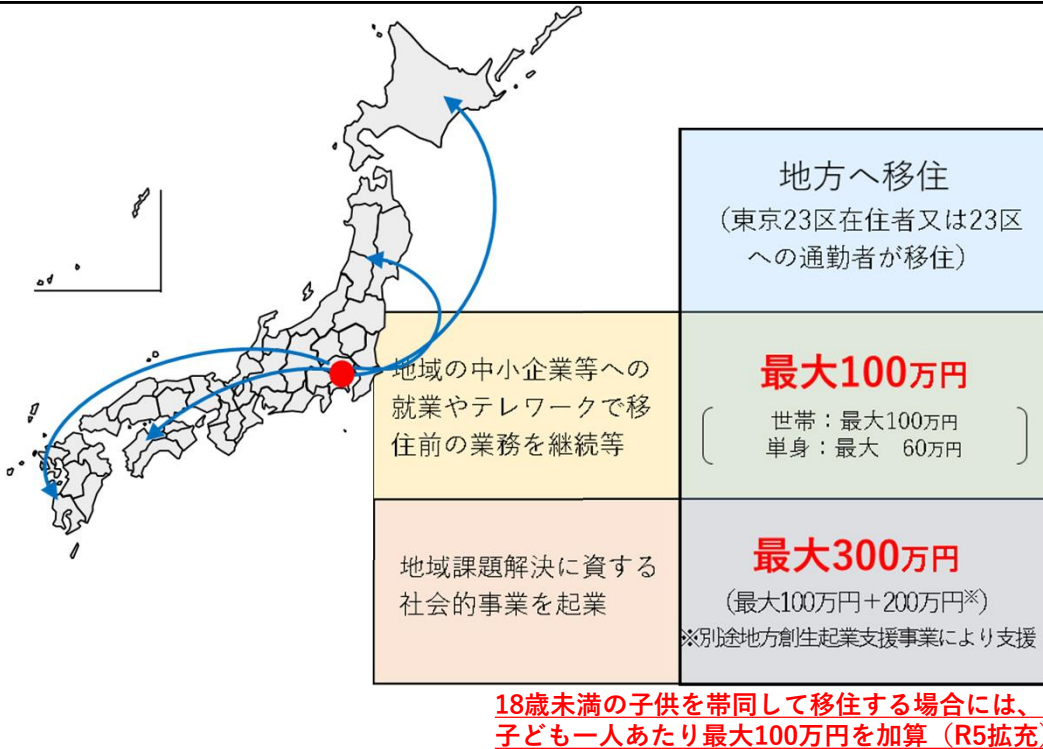
「離職防止、地方人材の採用・育成、ワーケーション推進」部門

- ・TOPPANデジタル株式会社
（北海道函館市、長野県上水内郡飯綱町、広島県廿日市市、福岡県大牟田市、沖縄県うるま市）
- ・株式会社ワークスアプリケーションズ（熊本県、熊本県熊本市）

「地方創生テレワーク促進」部門

- ・パーソルワークスデザイン株式会社
（北海道釧路市、石川県珠洲市、長野県立科町、宮崎県日向市、沖縄県宜野座村）
- ・株式会社イノベーションパートナーズ（佐賀県、佐賀県嬉野市）

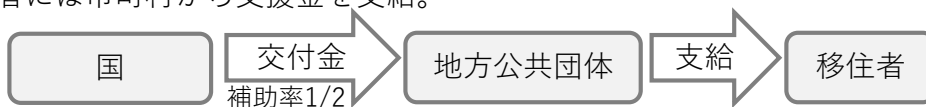
- 地方へのUターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。
- 子育て世帯の移住を強力に後押しするため、令和5年度から「子育て世帯加算」を従来の子供一人当たり最大30万円から、最大100万円に増額。



- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
 - ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 等を実施
- ※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

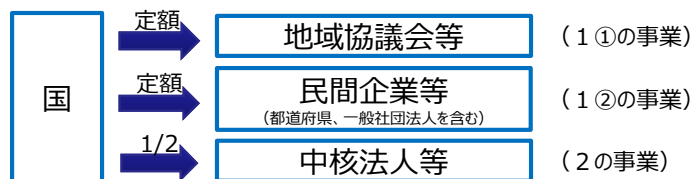
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

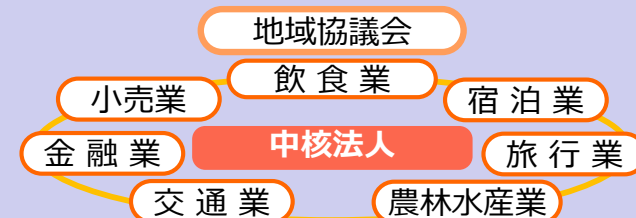
<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備



農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備

太陽光発電設備



販売・交流施設等

電力供給

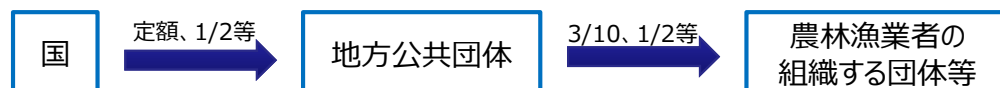


EV車等への給電設備

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）

（2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）